

# TIGER LEASE チェックシート兼自認書

## リースご利用について

使用中は次の行為をしてはならないものとします。

【1】自動車運送事業またはこれに類する目的に使用すること【2】リースバイクを所定の用途以外に使用や承認を得た者以外の者に運転させること【3】リースバイクを転貸すること【4】リースバイクを改造すること【5】テスト若しくは競技に使用すること【6】法令または公序良俗に違反してリースバイクを使用すること  
※借受人は注意義務をもってリースバイクを使用し、保管するものとします。使用する前に必要な運行前点検を実施しなければならないものとします。

## 加入保険について

当社又は自身で自動車保険、内容（対人無制限・対物無制限）以上の保険を加入しています。

## 定期メンテナンスについて

当サービスでは安心安全にお乗りいただくために、貸出時から走行距離 2,000Km 毎を目安にメンテナンスを受けることができます。走行距離が 5,000Km となり定期メンテナンスをご希望の場合はご連絡ください。当社からは 6 か月過時に車輛の状態をお伺いする LINE をお送りいたします。いずれの場合もメンテナンスの場合は日時をご予約のうえでご来店お願いします。

## 交通違反・駐車違反について

お貸出期間中に交通違反・駐車違反が発生した場合は、直ちに警察に出頭して自らの違法駐車に係る反則金を納付してください。また、違法駐りに伴うレッカー移動、保管。その他諸費用が掛かった場合、借受人はそれを支払わなくてはなりません。

## 交通事故について

万一、事故がおこった場合、以下の 4 点を必ず行ってください。これを怠りますと任意保険が適用できない場合がございますので十分ご注意ください。

【1】負傷者の救護【2】警察への届け(交通事故証明を必ず取得)【3】相手の名前・連絡先の確認【4】当社及び保険会社への連絡

## 盗難発生時について

盗難発生時には借受人は直ちに最寄りの警察に通報し、合わせて当社にも被害状況などを報告してください。また、盗難発生時には借受人に対し時価相当額の車両代金を請求できるものとし、借受人はそれを支払わなくてはなりません。

## 事故について

バイクは機械であるため、故障が生じる事もございます。故障により車両の維持使用は不可と当社にて判断した場合は貸渡契約を終了できるものとします。その場合、翌月以降のリース月額料の請求は致しません。車両が使用不可となったことにより生ずる損害については、当社に対しリース月額料以外のいかなる請求も出来ないものとします。

## 転倒および第三者による器物損害でバイクが破損してしまった場合について

損傷箇所が生じた場合、部品交換の有無にかかわらず部品代と交換工賃を借受人に請求致します。修理が必要な場合は修理代金も請求となります。第三者による器物損害の場合も借受人の管理責任として修理費用を請求いたします。その場合、借受人はそれを支払わなくてはなりません。

# TIGER LEASE チェックシート兼自認書

TIGERLEASE 利用約款について

事前に必ず TIGERLEASE 利用規約をご確認ください。

以上内容を了承した上、署名致します。          署名

## 車両情報

車両： \_\_\_\_\_

車体番号： \_\_\_\_\_

ナンバープレート： \_\_\_\_\_

## 店舗情報

店舗名   ： 有限会社タイガーオート

電話番号： 06-6774-0468

営業時間： 9:00～19:00

定休日   ： なし

## お客様情報

お客様名： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_

住所： \_\_\_\_\_

緊急連絡先： \_\_\_\_\_

続柄： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_

# TIGER LEASE チェックシート兼自認書



車両メモ